

# 建設業に対する監督指導結果

## 1. 直近3年間の監督指導結果

## 2. 主な違反事項

令和4年7月22日

岐阜労働基準監督署

第四方面主任監督官 齊藤裕太

# 直近3年間の監督指導実施現場数

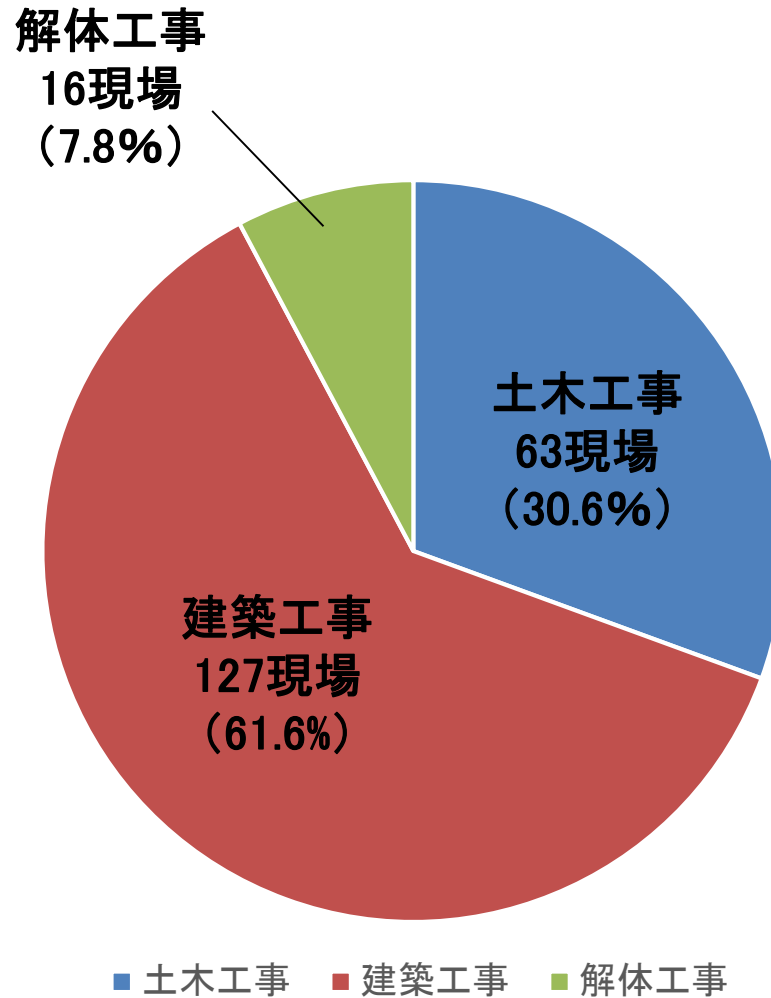


図1. 岐阜労働基準監督署管内の監督現場(建設業)

# 直近3年間の違反現場数および違反率

現場種類	現場数	違反現場数	違反率
土木工事	63	33	52.4%
建築工事	127	67	52.8%
解体工事	16	12	75.0%
合計	206	112	54.4%

表1. 岐阜労働基準監督署管内の監督現場(建設業)

# 主な違反事項

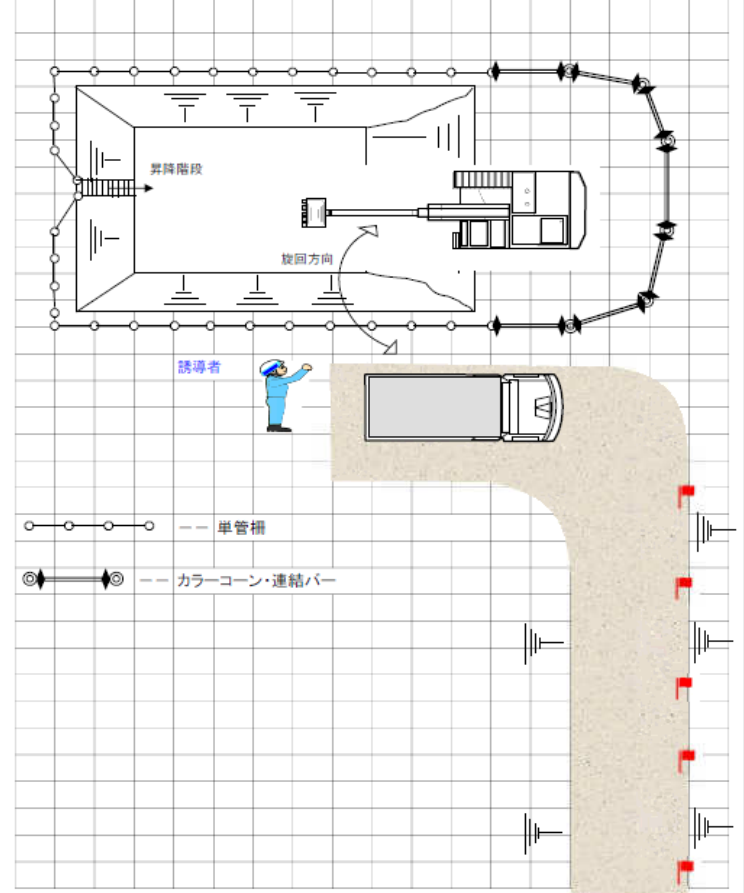
違反事項	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者として災害防止措置、 下請業者に対する指導関係	・下請事業者に対する法令順守のための指導の未実施(安衛法第29条)
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置 関係	・作業計画の未作成(安衛則第155条) ・労働者との接触防止措置が未実施(安衛則第158条) ・主たる用途以外の使用(安衛則第164条) ・アタッチメント重量が未表示(安衛則第166条の4) ・定期自主検査の未実施(安衛則第167条、第168条)
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落 防止関係	・高所作業のための作業床未設置(安衛則第518条) ・高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い等の未設置 (安衛則第519条、第653条)
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置 関係	・足場、作業構台の手すり等の未設置(安衛則第563条、第575条の6)
【就業制限】 機械運転等に係る資格関係	・機体重量3t以上の車両系建設機械の運転者が技能講習未修了(安衛法第61条) ・足場の組立て作業者が特別教育未修了(安衛則第36条)

# 作業計画の作成

車両系建設機械 (安衛則 第155条)		作業計画書 令和2年 9月 11日				
作業所名	大村作業所	事業者	〇〇建設工事 共同企業体		作成者	池田太郎
使用機械	種類	ブルドーザ	バックホウ	ダンプトラック	ローラー	
	能力		0.75m <sup>3</sup>	11t		
	台数		1	3		
	種類	パワーショベル	くい打機	コンクリートポンプ車		
	能力					
	台数					
作業期間	令和2年 9月12日 ~ 令和2年 9月20日					
選任・指名	作業主任者	諫早次郎	地山掘削作業主任者(高さ2m以上)			
	作業指揮者	西 三郎	車両系荷役運搬機械等作業指揮者(貨物自動車を用いて行う作業)			
誘導・合図	誘導者	北 四郎	車両系荷役運搬機械等の転倒、転落防止			
立入禁止措置	・バリケード ・トラロープ ・カラーコーン ・警報装置 ・その他(単管柵)					
作業場所	地形	・平坦 ・勾配( )度 ・段差地 ・作業面(広し)(狭い)				
	地質	・硬岩 ・軟岩 ・礫 ・砂礫 ・砂 ・シルト ・粘性土 ・泥炭				
埋設物 架空線	埋設物	・無し ・有り (GL- m)		架空線	・無し ・有り (離れ m)	
	転倒危険箇所 防護措置	無し ・有り(ダンプ走行路) 防護方法: 赤旗による路肩表示				
作業方法・内容	・掘削作業は、NO. 〇丁張より開始し、ダンプトラックはバックホウ左手に配置し、左旋回90°で荷台後方から積み込む。					
	・掘削範囲への第三者の接近防止、ダンプトラックの合図は、誘導者が笛及び誘導灯により行う。					
	・バックホウによる粗掘削が終了した箇所から基盤整形作業を行う。					
安全対策	・掘削完了箇所より、順次単管柵へ切り替え、起点側には昇降用タラップを設置する。					
	・掘削作業範囲は、単管柵及びバー付きカラーコーンにて囲み、立入禁止標識を設置する。					
元方指導事項	・作業主任者より作業手順を全員に周知のこと。					
	・誘導者は、作業開始前に必ず運転者と合図の方法を打合せのこと。					
	・誘導者は、柵の内側及びバックホウの作業範囲内へ立入ることを禁止する。					

配置図(作業場所全体を示す平面図、必要に応じて側面図)

機械の配置、運行経路(幅員・標識)、作業範囲(誘導者・バリケード等)



統括安全衛生責任者

元方安全衛生管理者

担当者

\* 参照 労働安全衛生規則第155条

## 労働者との接触防止措置



**立入禁止、誘導者の配置**

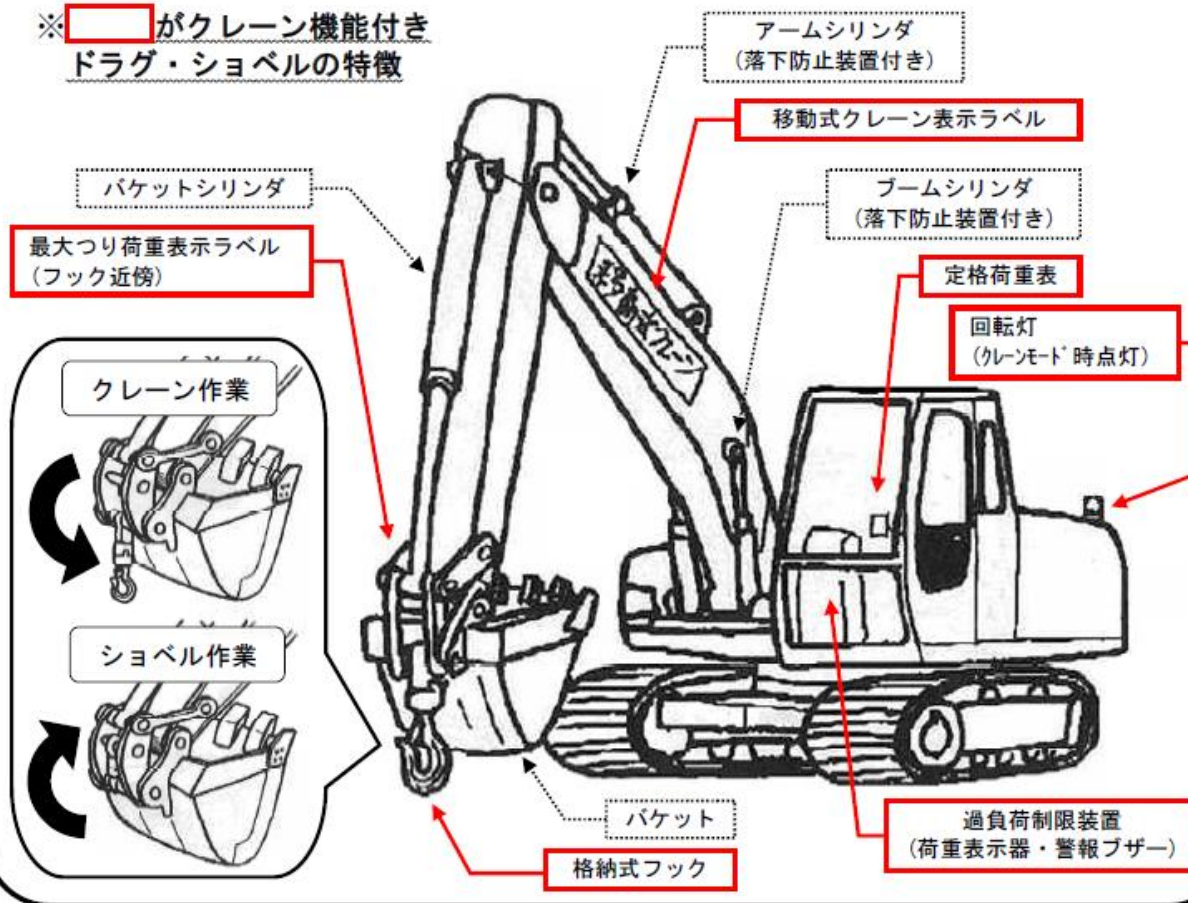
\* 参照 労働安全衛生規則第158条

# 主たる用途以外の使用

## クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

「クレーン 第41巻 4号 2003」(社団法人日本クレーン協会)より

※ がクレーン機能付き  
ドラグ・ショベルの特徴



\* 参照 労働安全衛生規則第164条

## アタッチメントの重量表示



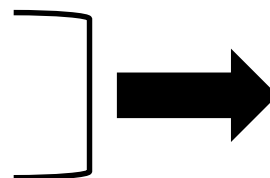
重量の表示が必要

- ①アタッチメントに表示  
又は
- ②重量を記載した書面を配置

\* 参照 労働安全衛生規則第166条の4

## 定期自主検査の実施

- 年次検査(特定自主検査)
- 月次検査
- 作業開始前点検



検査記録は3年保存

\* 参照 労働安全衛生規則第167条、第168条、第169条等

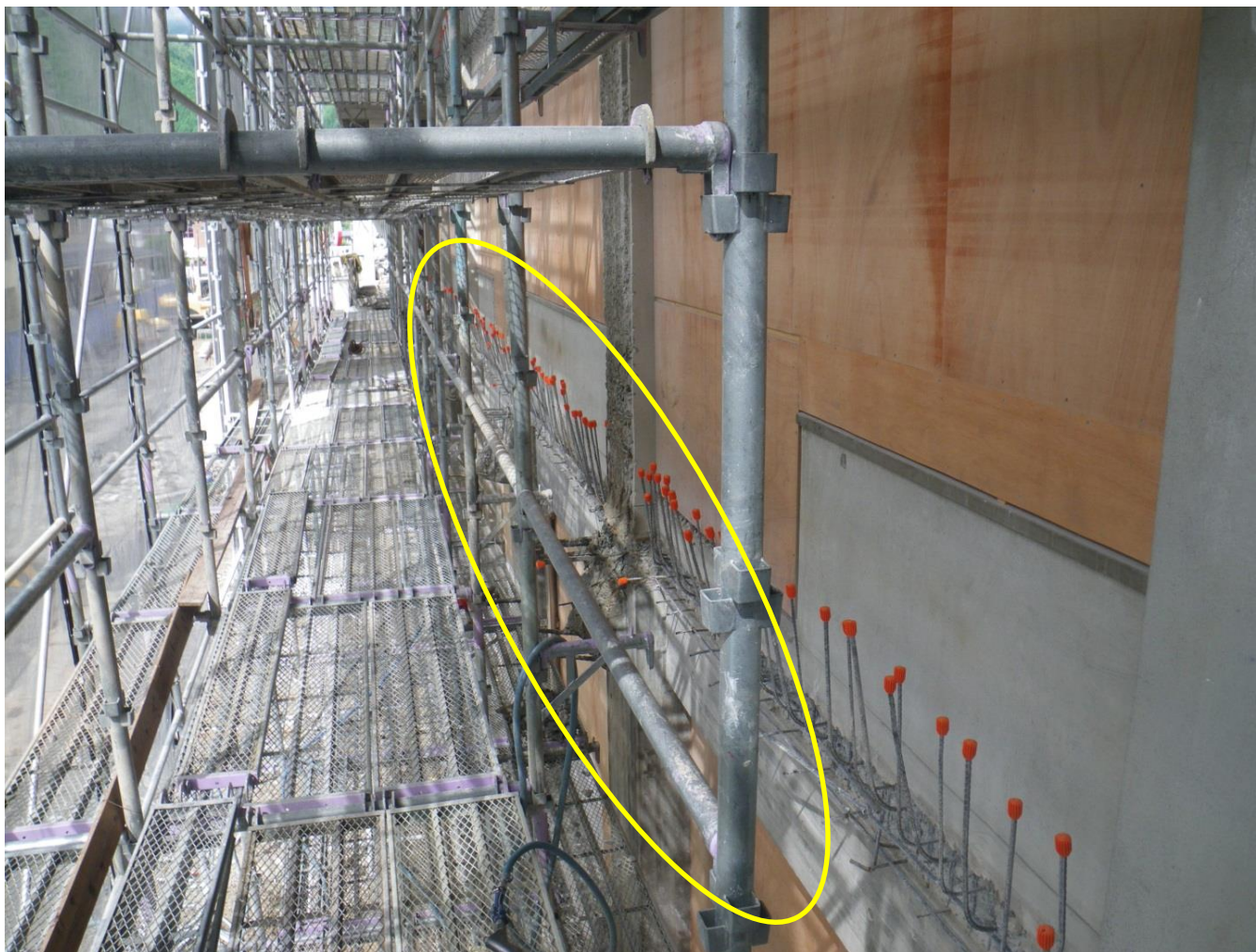


## 高所の開口部



\* 参照 労働安全衛生規則第519条

## 足場の手すり、中棧、幅木等の設置



**躯体側の措置が不十分**

\* 参照 労働安全衛生規則第563条

## 足場の手すり、中棧、幅木等の設置

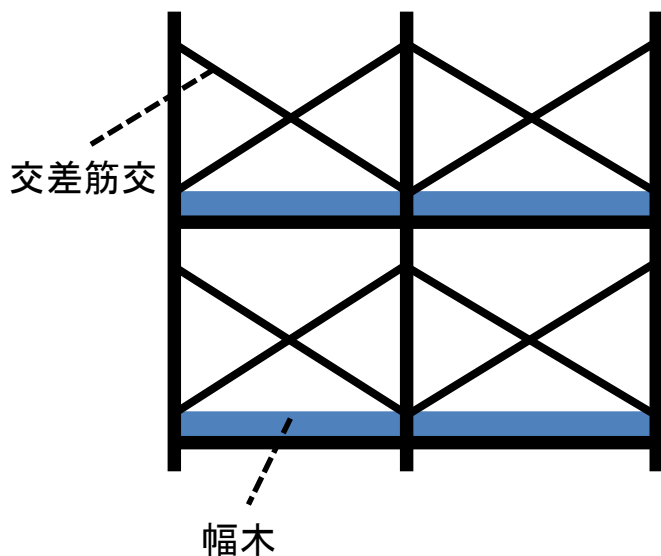


妻側に中さん・幅木無し

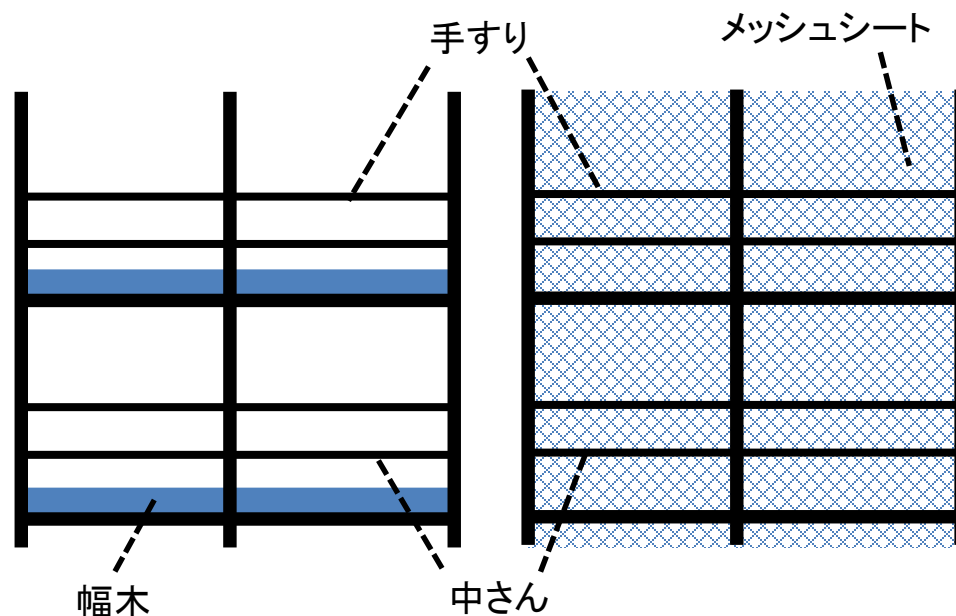
\* 参照 労働安全衛生規則第563条

## 足場の手すり、中棧、幅木等の設置

### わく組足場



### 単管足場等



幅木やメッシュシート: 物体が落下し、労働者に危険を及ぼす恐れがある時

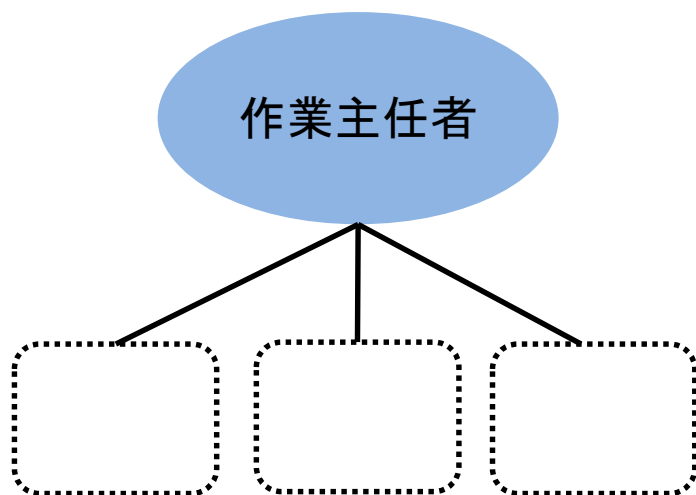
**躯体側に一部だけ設置し、又は妻側に設置していないことが多い**

\* 参照 労働安全衛生規則第563条

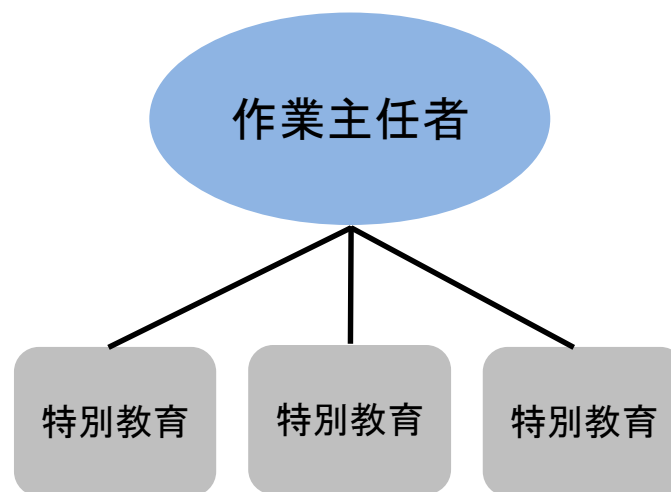
## 足場の組立て等の特別教育

足場の組立て、解体、変更の作業が対象

改正前



改正後(平成27年7月1日以降)



特別教育が必要

\* 参照 労働安全衛生規則第565条、第36条

# 車両系建設機械の就労制限

解体用つかみ機



鉄骨切断機



コンクリート圧砕機



○機体重量が3トン以上

技能講習

\* 参照 労働安全衛生法施行令第20条  
同施行令別表7

○機体重量が3トン未満

特別教育

\* 参照 労働安全衛生規則第36条